



福岡医発第2230号(地)
令和2年11月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令について

令和2年10月30日予防接種法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第178号)が公布・施行され、厚生労働省より各都道府県知事宛て別添の通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書については、死亡者の個人番号の記載を求めないこととするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ330F)

令和2年11月4日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

予防接種法施行規則の一部を改正する省令について

令和2年10月30日、予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第178号）が公布・施行され、厚生労働省より各都道府県知事あて別添の通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

本件は、定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書については、死亡者の個人番号の記載を求めないこととするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 1030 第 2 号
令和 2 年 10 月 30 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 178 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。

別添写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 178 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書について、死亡者の個人番号の記載を求めないこととする。

第二 施行期日

公布の日（令和 2 年 10 月 30 日）

第十一 条の二十一 令第二十六 条第三 項第二 号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所 二 (略) 三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日 2 (略) 第十一 条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という。)の氏名及び生年月日 二、四 (略) 2、3 (略)	第十一 条の二十一 令第二十六 条第三 項第二 号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号 二 (略) 三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びにその者が死亡した年月日 2 (略) 第十一 条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という。)の氏名、生年月日及び個人番号 二、四 (略) 2、3 (略)
--	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。